

【特殊詐欺の暴力団代表者損害賠償判決について】

1 はじめに

特殊詐欺に指定暴力団員がかかわっていた事案において、当該指定暴力団の代表者（組長ら）に対する損害賠償を求めた訴訟（少なくとも6件）で、近時3つの判決がなされうち2つについて組長らの損害賠償義務が認められました。

特殊詐欺は、電話等の通信手段で被害者から現金等をだまし取るもので、被害者から現金・カード等を受け取る「受け子」、ATMなどから現金を引き出す「出し子」、電話を架ける「架け子」、リーダーなどの複数人で組織的に行っていますが、逮捕されるのは主に末端の受け子・出し子などであり被害弁償の資力もなく、被害者の被害回復が不十分でした。

今回、暴力団員がかかわる特殊詐欺において、その組員の所属する暴力団の組長に対する損害賠償請求が認められたことにより、被害回復がより図れることになると思われます。

2 組長に対する損害賠償責任を認めた判決

(1) 水戸の判決（水戸地判令和元年5月23日）

指定暴力団の3次団体に属する暴力団員甲が、顔見知りの非暴力団員に受け子の手配をさせ、その受け子乙が被害者から現金を受け取った事案で、乙は甲が暴力団員であることを知っていたことから断れないなどの事情があったとして、裁判所は、本件では暴力団の威力を利用しているとして、指定暴力団の組長に損害賠償の責任を認めました。

(2) 東京の判決（東京地判令和元年6月21日）

指定暴力団の3次団体の組員が、共謀して特殊詐欺を行った事案において、裁判所は、暴力団の資金獲得活動が多様化し、暴力団員が特殊詐欺のグループにおいて暴力団の威力の利用を背景として詐欺を行っているという実態（暴力団員の検挙事例において、暴力団員が犯行グループのリーダーや中核メンバー、架け子、受け子等行っている）からすると、特殊詐欺は暴力団の威力を背景とする資金獲得活動に関連しているとして、組長の責任を認めました。

3 判決の背景

暴対法や暴排条例の規制により暴力団の従来資金獲得活動としての恐喝や不当要求行為等が制限され、暴力団の資金獲得活動が特殊詐欺にも及んでいるという社会的事実を直視し、特殊詐欺について暴力団の威力を利用した資金獲得活動に関連すると位置づけ、特殊詐欺についても組長の損害賠償責任を認めたものです。特殊詐欺について暴力



段 貞行 弁護士

団の事業であることを認めたという点で、被害者救済に大きく前進したといえます。

4 今後

ただ、組長の責任を否定した東京地判令和元年5月24日の事案では、暴力団員が詐欺グループの中で受け子の紹介役であるもののグループの他の者に対する暴力団の威力を利用した影響力の立証が認められないと判断しており、組員が特殊詐欺にかかわっているだけでは組長の責任が認められるわけではないことに注意すべきです。

今後は、弁護士会の民暴委員会としては、特殊詐欺事案において、積極的に被害者の救済に取り組んでいく所存です。

寄稿者

所沢市東住吉7-17 イースタンハイツ 202

段 貞行法律事務所 ☎ 04-2921-6543

埼玉弁護士会 民事介入暴力対策委員会

段 貞行 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.128」から編集したものです。